平成２９年（フ）第３２号
三重県松阪市平成町22番地15
破産者　山内　三朗
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第５２０９号
大阪市中央区安堂寺町２丁目２番15号
破産者　株式会社ワイ・ティー・シー
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７３号
大阪府吹田市豊津町９番１号
破産者　株式会社ノイズファクトリー
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８１０号
大阪府高槻市富田町３丁目23番19号
破産者　東和不動産株式会社
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４４号
大阪市中央区久太郎町３丁目５番17号
破産者　株式会社ｒｅｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ　ｆａｓｔ　ｇｒｏｕｐ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４５号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
破産者　株式会社Ｒｅｆａｇ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８４号
神戸市中央区北野町３丁目１番18号　ヴィシュラムパレスＳ－４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区北野町３丁目２番15号
破産者　株式会社デイバイデイ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３号
岡山県新見市高尾571番地１　ミスモ・アイ205
破産者　山根　智幸
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２８年（フ）第１１２５号
東京都武蔵村山市榎２丁目39番の５
破産者　株式会社Ｒｅ・ｆｏｒ　ｙｏｕ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１２号
東京都西東京市芝久保町３丁目４番30号ケルン田無Ⅱ201
破産者　北村建設株式会社
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１３号
東京都武蔵野市西久保３丁目５番11号２Ｆ
破産者　大澤　智昌
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１４号
東京都武蔵野市西久保３丁目５番11号２Ｆ
破産者　大澤　美佳
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３２号
東京都武蔵野市関前３丁目６番８－106号ライネスハイム武蔵野
破産者　小野　隆之
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９号
石川県珠洲市宝立町宗玄24字７番地の１
破産者　有限会社サンエイ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第３０号
愛知県豊橋市魚町４番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市松葉町２丁目72番地
破産者　株式会社アーデンハウスデザイン
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７６号
三重県松阪市肥留町484番地１　アドラーブル102、前住所三重県松阪市大口町1266番地
破産者　堀口　　昇
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２８号
三重県松阪市中林町439番地７
破産者　岡田　勝幸
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５号
名古屋市守山区守山２丁目８番14号　パレス守山105号、開始決定時の住所住居所不定
破産者　ビードリーム三ツ谷店こと　大橋　敬子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
三重県四日市市小杉町1838番地　サンソーレ102
破産者　千代　武士
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
滋賀県高島市今津町中沼２丁目２番地５
破産者　有限会社平松観光
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
岡山市北区今保324番地25サイラ今保Ａ101、開始決定時の住所岡山市中区土田398番地20
破産者　後安　悠介
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部